

# 一般社団法人ブレイン・アクティベート協会

## 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人ブレイン・アクティベート協会(以下「本会」という。)定款第3条の規定に基づき、本会の会員の会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会費の額)

第2条 本会の会費は、入会金と年会費を要します。

(入会金)

第3条 入会金は、会員の種類と区分に応じて、次の通りに定めることとする。

会員の種類	会員の区分	入会金
正会員	団体会員	10,000円
	個人	3,000円
賛助会員	団体会員	10,000円
	個人	3,000円

(年会費)

第4条 年会費は、会員の種類と区分に応じて、次のとおり定めることとし、それぞれ1口の会費の額に加入口数を乗じた額とする。

会員の種類	会員の区分	1口の会費の額(年額)
正会員	団体会員	30,000円
	個人	10,000円
賛助会員	団体会員	15,000円
	個人	5,000円

(会費の納入)

第5条 前事業年度内に定款第8条に定める任意退会の手続きを完了せず、事業年度の初日の時点で賛助会員資格を有する者は、当該事業年度の会費を納入する。

2 会員は、毎事業年度、本会から会費の請求を受けたのち、本会が指定する期日及び方法により会費を納入しなければならない。

(中途入会の会費及び納入)

第6条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期(4月から9月まで)の場合は年額の全額とし、下半期(10月から翌年3月まで)の場合は年額の半額とする。

3 前項に規定する会費において、百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

4 本条第1項の会費の納入は、第5条第2項の規定を準用する。

(会費口数の変更)

第7条 会員は、第4条の規定による会費口数を変更するときは、理事会において別に定める会費口数変更届を本会の会長に提出することにより、1口以上の任意の会費口数に変更することができる。

5 前項の会費口数の変更は、当該届出日の属する事業年度の翌事業年度から適用するものとする。

(会員種別の変更があった場合の取扱い)

第8条 賛助会員が、入会及び退会規程(以下「入退会規程」という。)第8条第1項の規定により正会員への会員種別の変更の届出を行い、事業年度の中途に種別変更となる場合は、第4条の規定を準用することとし、当該会費の額から賛助会員として納入した会費の額を控除した額を、当該事業年度における正会員の会費として納入しなければならない。ただし、賛助会員として納入した会費の額の方が大きい場合は、その納入を免除する。

2 正会員が、入退会規程第8条第1項の規定により賛助会員への会員種別の変更の届出を行った場合は、当該届出日の属する事業年度の翌事業年度から、種別変更後の会費を適用するものとする。

(会費の免除)

第9条 本会は、定款第5条の規定により、会員であって本会の事業に顕著に貢献している団体又は個人について、次の各号に該当するものとして、理事の3分の1以上から当該会員の会費の免除について提案があった場合は、理事会の決議によって会費を免除するものとする。(1)本会が行う事業において、「ボディワーク」に関する講演、講習又は著述、編さん等を行い、その業績が著しい学識経験者、(2)本会が行う事業において、「ボディワーク」に関する技術や知識で多大な実務貢献を行い、その業績が著しい団体又は個人。

2 前項の会費の免除は、理事会の決議があった事業年度から適用するものとする。

(会費の免除の取消し)

第10条 本会は、前条第1項の規定により会費を免除された団体又は個人について、本会が行う事業への貢献が顕著でなくなったと判断されるものとして、理事の3分の1以上から当該会員の会費の免除の取消しについて提案があった場合は、理事会の決議によって会費の免除を取り消すものとする。

2 前項の会費の免除の取消しは、理事会の決議があった事業年度の翌事業年度から適用するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行う。

附則

この規程は、一般社団法人ブレイン・アクティベート協会の設立の登記の日(平成30年6月6日)から施行する。